

「様々な困難を抱える子ども若者の家庭環境の現状」

事前調査報告書

2023 年 5 月

一般財団法人 ちくご川コミュニティ財団

目次

第1章 課題の分析:

1. 「様々な困難を抱える子ども若者の家庭環境の現状」について
 - 1.1 先行研究、行政資料(セカンダリーデータ)の調査結果
 - 1.2 資金分配団体による現場調査の結果(プライマリーデータ)
 - 1.3 プライマリーデータとセカンダリーデータについての考察
 - 1.4 課題の構造(ツリー図)

第2章 事業設計の分析

1. 資金分配団体、実行団体のセオリーオブチェンジ(ToC)、ロジックモデル(LM)について
2. 本調査の今後について

参考文献等

第1章 課題の分析:

本章では、「様々な困難を抱える子ども若者の家庭環境の現状」について全国的な現状と筑後川関係地域の現状を比較し、地域特有の課題がないかを検証する。また、ちくご川コミュニティ財団(以下、CCF)が独自に実施したヒアリング調査(プライマリーデータ)を行政資料や先行研究から得られるデータ(セカンダリーデータ)と統合して考察することで、筑後川関係地域(久留米市を中心とする)の「困難を抱える子ども若者の家庭環境」に関する課題をより詳細に分析する。これらの結果をもとに課題の構造について明らかにしていく。

1. 「様々な困難を抱える子どもの家庭環境の現状」について:

1.1 先行研究、行政資料の調査結果

①全国的な現状について

「子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に関する資料(令和3年度、厚生労働省)」¹⁾によると、令和2年の自殺者数のうち、「家庭問題」を原因・動機としているのは全体の約15%(3,128人/21,081人)であり、家庭問題の中でも、「親子関係の不和」、「夫婦関係の不和」、「その他の家族関係の不和」、「子育ての悩み」を原因・動機とした自殺者数は合計1,679人であったと報告されている。(表1、表2)

また、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告、令和4年度、厚生労働省)」²⁾によれば、令和2年度には子ども虐待による死亡事例が66例(77人)、重症事例(死亡には至らなかった事例)が14例(14人)あり、加害動機の主要なものには「子どもの世話・養育する余裕がない」、「保護者自身の精神疾患、精神不安」、「育児不安や育児負担感」などが挙げられている。このように全国的に家庭に関わる課題は非常に深刻と考えられる。(図1、図2)

表1 家庭問題を原因・動機とする自殺者数

(「子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に関する資料」より抜粋)

○自殺者の原因・動機別比較(令和元年と令和2年)

		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
令和2年 (確定値)	総数	3,128	10,195	3,216	1,918	799	405	1,221	5,954
	男	1,836	5,676	2,791	1,591	462	253	816	4,299
	女	1,292	4,519	425	327	337	152	405	1,655
令和元年 (確定値)	総数	3,039	9,861	3,395	1,949	726	355	1,056	5,247
	男	1,870	5,853	2,980	1,711	454	269	763	3,925
	女	1,169	4,008	415	238	272	86	293	1,322
差	総数	89	334	-179	-31	73	50	165	707
	男	-34	-177	-189	-120	8	-16	53	374
	女	123	511	10	89	65	66	112	333

資料:警察庁「自殺統計」より厚生労働省社会・援護局自殺対策推進室において作成

注)自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで可能としている。

表 2「家族問題」を原因・動機とする自殺者数のうちわけ
 (「子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に関する資料」より抜粋)

○「家族問題」を原因・動機とする自殺者数

			～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳	合計
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
家庭問題	計	計	142	300	421	585	511	403	420	346	0	3,128
		男	73	185	251	359	293	241	229	205	0	1,836
		女	69	115	170	226	218	162	191	141	0	1,292
	親子関係の不和	計	60	84	46	60	55	37	51	50	0	443
		男	26	46	25	29	27	23	21	22	0	219
		女	34	38	21	31	28	14	30	28	0	224
	夫婦関係の不和	計	1	65	167	213	151	92	75	34	0	798
		男	1	45	123	154	113	65	53	22	0	576
		女	0	20	44	59	38	27	22	12	0	222
	その他家族関係の不和	計	20	31	48	65	48	34	32	30	0	308
		男	8	17	32	45	27	19	15	15	0	178
		女	12	14	16	20	21	15	17	15	0	130
	家族の死亡	計	4	20	27	54	76	81	88	75	0	425
		男	2	14	17	31	37	45	42	44	0	232
		女	2	6	10	23	39	36	46	31	0	193
	家族の将来悲観	計	11	22	32	73	56	73	79	52	0	398
		男	7	12	16	47	29	42	45	35	0	233
		女	4	10	16	26	27	31	34	17	0	165
	家族からのしつけ・叱責	計	35	29	12	16	9	6	17	17	0	141
		男	21	22	9	11	4	5	11	11	0	94
		女	14	7	3	5	5	1	6	6	0	47
	子育ての悩み	計	0	17	49	45	13	6	0	0	0	130
		男	0	2	2	7	3	2	0	0	0	16
		女	0	15	47	38	10	4	0	0	0	114
	被虐待	計	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
		男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	介護・看病疲れ	計	0	3	2	12	45	41	33	33	0	169
		男	0	3	2	5	25	24	17	22	0	98
		女	0	0	0	7	20	17	16	11	0	71
	その他	計	11	28	38	47	58	33	44	55	0	314
		男	8	24	25	30	28	16	25	34	0	190
		女	3	4	13	17	30	17	19	21	0	124

資料：厚生労働省「令和2年中における自殺の状況 付録1」より抜粋

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和4年9月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例66例（77人）を対象とした。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

区分	第18次報告			(参考)第17次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	47(15)	19(0)	66(15)	56(35)	16(3)	72(38)
人数	49(15)	28(0)	77(15)	57(35)	21(6)	78(41)

(未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。)

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、令和2年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例14例（14人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第17次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)		第2次報告 (平成18年3月)		第3次報告 (平成19年6月)		第4次報告 (平成20年3月)		第5次報告 (平成21年7月)		第6次報告 (平成22年7月)		第7次報告 (平成23年7月)		第8次報告 (平成24年7月)		第9次報告 (平成25年7月)		第10次報告 (平成26年9月)		第11次報告 (平成27年10月)		第12次報告 (平成28年9月)		第13次報告 (平成29年8月)		第14次報告 (平成30年8月)		第15次報告 (令和元年8月)		第16次報告 (令和2年9月)		第17次報告 (令和3年8月)																
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)		H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)		H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)		H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)		H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)		H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)		H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)		H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)		H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)		H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)		H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)		H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)		H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)		H28.4.1～ H29.3.31 (1年間)		H29.4.1～ H30.3.31 (1年間)		H30.4.1～ H31.3.31 (1年間)		H31.4.1～ R2.3.31 (1年間)																
	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計	心 中 以 外	計													
例数	24	24	48	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72
人数	25	25	50	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	87	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78

図 1 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について
 (「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)」より抜粋)

2. 死亡事例（66例・77人）の分析

（1）心中以外の虐待死（47例・49人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○ 死亡した子どもの年齢	「0歳」…31例・32人（65.3%） （0歳のうち月齢0か月児が15例・16人（50.0%））
○ 主な虐待の種類	「ネグレクト」…20例・22人（44.9%） 「身体的虐待」…21例・21人（42.9%）
○ 直接の死因	「頭部外傷」…7例・7人（20.6%※） 「頸部絞扼以外による窒息」…7例・7人（20.6%※）
○ 主たる加害者	「実母」…28例・29人（59.2%） 「実父」…4例・4人（8.2%）「実母と実父」…2例・2人（4.1%）
○ 加害の動機（複数回答）	「子どもの世話・養育をする余裕がない」…5例・5人（10.2%） 「泣きやまないことにいらだったため」…4例・4人（8.2%） 「その他」…7例・8人（16.3%）
○ 妊娠期・周産期における問題（複数回答）	「妊婦健康診査未受診」…19例・19人（38.8%） 「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…14例・14人（28.6%）
○ 乳幼児健康診査の受診状況	「3～4か月児健康診査」の未受診者…7人（29.2%※） 「1歳6か月児健康診査」の未受診者…2人（14.3%※） 「3歳児健康診査」の未受診者…3人（27.3%※）
○ 養育者（実母）の心理的・精神的問題等	「養育能力の低さ」…15例・15人（30.6%） 「育児不安」…15例・15人（30.6%） 「産後うつ」…5例・5人（10.2%） 「精神障害」…5例・5人（10.2%） （養育能力の低さとは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、 保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が 適切にできない場合としている。）
○ 関係機関の関与	児童相談所のみとの関与とありが0例（0%）、市区町村（虐待対応担当部署）のみとの関与とありが5例（10.6%）、児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方の関与とありが11例（23.4%）であった。 その他の関係機関（保健センター等）を含めた関与とありが37例（78.7%）であった。 0か月児事例16人については関係機関の関与と無しが5人であった。
○ 要保護児童対策地域協議会	検討対象とされていた事例は14例（29.8%）であった。

2

※ この割合は、「不明」または未記入であった回答を除いた数を合計数として算出した有効割合

図2 死亡事例（66例・77人）の分析

（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）」より抜粋）

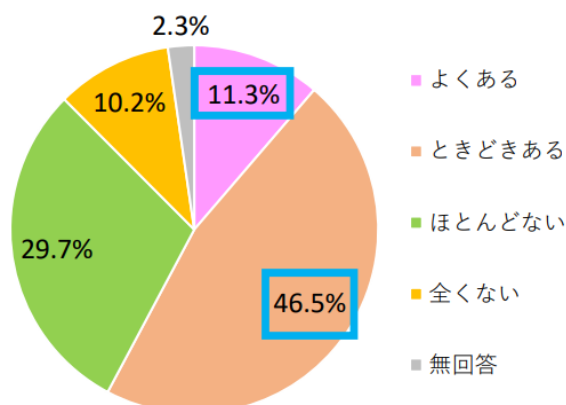
②筑後川関係地域（福岡県久留米市）の現状について

福岡県久留米市においては、令和元年度の児童相談・児童虐待対応の件数が2,633件（うち、児童虐待対応が303件）³⁾となり、「久留米市セーフコミュニティに関する実態調査報告書（令和3年、久留米市）」³⁾によると18歳未満の子どもの子育てをしている471名中の約58%（272名）が子育てに困難を感じたことがある。しかし、市の相談窓口相談している人は3.6%、NPOなど民間の相談機関への相談は1.7%と同居中の家族や知人以外に相談する割合が非常に少なく、家庭と社会資源の繋がりが希薄である。（図3、図4、図5）

また、「久留米市子どもの生活実態調査結果（平成30年、久留米市）」⁴⁾では調査対象の2,272世帯のうち、「低所得（等価可処分所得が122万円を下回る）」、「家計の逼迫（経済的な理由で「公共料金や家賃の滞納があった」など全17項目のうち6項目以上該当）」、「子どもの体験や所有物の欠如」の3項目の中、1項目以上に該当する「生活困難層」が22.1%、2項目以上に該当する「困窮層」が7.5%であり、特に困窮層の約4割が母子世帯である。家庭の経済的困窮についても深刻な課題がある。（表3、表4、表5）

取り組みとしては子ども未来部において、子育ての相談、ひとり親家庭の相談、子ども自身の相談など各種窓口を設けているが、上述の通り、その利用率は少なくアクセシビリティに課題があると考えられる。また、久留米市では重層的支援事業において属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制の構築を目指しているが、CSO 等の民間団体の参画は十分ではない。

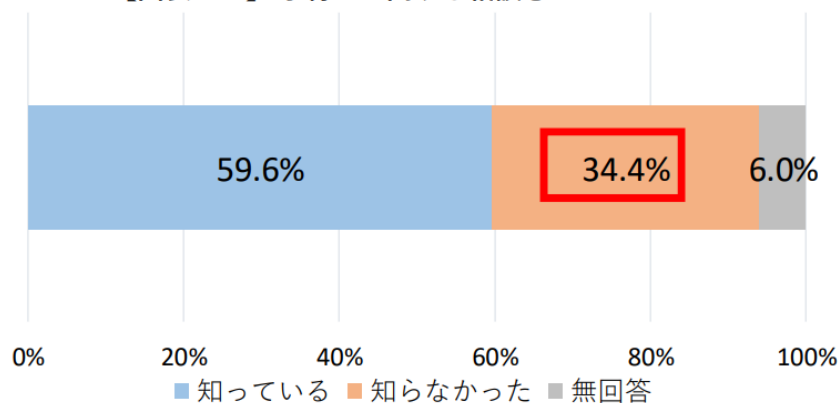
【図表 1 0】 子育てに困難を感じることの有無



※2021年久留米市SC実態調査 <N=471>

図 3 久留米市の子育て世帯において子育てに困難を感じることの有無
(「久留米市セーフコミュニティに関する実態調査報告書(令和 3 年)」より抜粋)

【図表 1 2】 子育てに関する相談窓口について



※ 2021年久留米市SC実態調査

図 4 久留米市の子育て世帯において相談窓口の認知度
(「久留米市セーフコミュニティに関する実態調査報告書(令和 3 年)」より抜粋)

【図表 1 3】 子育てに関して相談できる人がいるか【子育ての困難さを感じるかの有無別】（複数回答）

	サンプル数	同居中の家族	友人や知人	他に住んでいる親族	市家庭子など市の相談窓口	民生委員や主任児童委員	NPOなど民間の相談機関	県や国の相談機関	その他	相談できる人はいない	無回答
全 体	471	293	243	217	17	12	8	3	8	14	37
	100.0	62.2	51.6	46.1	3.6	2.5	1.7	0.6	1.7	2.9	7.9
感 子 じ 育 る の か の 困 難 さ を 有 無 別	よくある	53	28	28	24	4	4	0	5	5	2
		100.0	52.8	52.8	45.3	13.2	7.5	3.8	0.0	9.4	3.8
	ときどきある	219	143	130	113	4	5	5	1	4	4
		100.0	65.3	59.4	51.6	1.8	2.3	2.3	0.5	1.8	1.8
ほとんどない		140	94	70	62	5	3	1	1	0	15
		100.0	67.1	50.0	44.3	3.6	2.1	0.7	0.7	0.0	10.7
全くない		48	27	13	18	1	0	0	1	1	7
		100.0	56.3	27.1	37.5	2.1	0.0	0.0	2.1	2.1	14.6

※ 2021年久留米市SC実態調査

図 5 久留米市の子育て世帯において相談できる人がいるか

（「久留米市セーフコミュニティに関する実態調査報告書（令和 3 年）」より抜粋）

表 3 生活困難世帯の分類とその割合

（「久留米市子どもの生活実態調査結果（平成 30 年）」より抜粋）

①低所得 ※国の貧困線（122万円）を下回る世帯	14.2%
②家計のひっ迫 ※経済的な理由で「食費を切りつめた」「新しい衣服や靴を買うのを減らした」などの経験が6項目以上該当する世帯	7.7%
③子どもの体験や所有物の欠如 ※経済的な理由で子どもを「旅行やレジャーに連れていくことができなかった」「学習塾や習い事に通わせることができなかった」などの経験が3項目以上該当する世帯	9.5%

表 4 困窮世帯の割合

「久留米市子どもの生活実態調査結果（平成 30 年、久留米市）」

生活困難層	困窮層＋周辺層	22.1%
困窮層	①②③のうち、2つ以上の要素に該当	7.5%
周辺層	①②③のうち、いずれか1つの要素に該当	14.6%
一般層	いずれの要素にも該当しない	77.9%

表 5 世帯区分ごとの生活困難世帯の割合

「久留米市子どもの生活実態調査結果（平成 30 年、久留米市）」

世帯区分	生活困難世帯			一般層
	困窮層	周辺層	計	
全体	7.5%	14.6%	22.1%	77.9%
ふたり親世帯	5.2%	12.2%	17.4%	82.6%
母子世帯	25.4%	30.9%	56.3%	43.8%
父子世帯	9.7%	12.9%	22.6%	77.4%

1.2 資金分配団体による現場調査の結果（プライマリーデータ）

様々な困難を抱える子ども若者の家庭環境の現状に関わるインタビュー調査

<背景>

CCF では、筑後川関係地域の子ども若者の孤立解消と育成のために 2020 年より子ども若者
応援成事業、休眠預金等活用事業(2020 年度・2021 年度通常枠)を実施し、子ども若者の居
場所の充実を図ってきた。その結果、支援できる対象者数の増加、子どもが選択できる進学先
の増加、QOL の改善などの成果が出ている一方で、家庭環境に困難を抱える子ども若者は、居
場所における支援のみでは状態の改善が難しいことが明らかとなった。このような背景から当財
団では家庭に関わる行政資料・先行研究の調査、家庭支援を実施している団体や個人へのヒア
リング調査を実施した。

<アンケート概要>

時期：2023 年 4～5 月

対象：困難を抱える子ども若者とその家族に対する支援を行う団体、個人

方法：CCF 独自で作成したヒアリングシート(別紙 1)を元にオンラインまたは対面での
インタビュー調査。

内容：

以下の 5 つについてインタビューした。

(1)家庭環境が子供に与える影響、(2)その要因と子供と保護者の課題、

(3)それに対し団体として行っている活動、(4)活動を行うにあたっての課題、(5)重要な関係者

<調査結果>

団体、個人種別の回答数：

フリースクール 2 団体

子どもの貧困に対し、活動を行う団体 1 団体

親の会 3 団体(不登校関係 2 団体、障害者関係 1 団体)、

子育て当事者団体 1 団体、

産前産後ケア団体 1 団体、

ひとり親世帯のサポート団体 1 団体

民生委員、主任児童委員 1 名

外国ルーツ家庭への支援団体 1 団体

計 10 団体、個人 1 名から回答を得ることができた。

(1)家庭環境が子供に与える影響

「子どもへ支援をするにあたり、家庭環境による影響を感じたことはありますか？」の質問に対する回答

インタビューした全団体が「影響がある」と回答した。これらをカテゴリー、サブカテゴリー毎に分けると以下の表の通りの結果となった。

表 5「子どもへ支援をするにあたり、家庭環境による影響を感じたことはありますか？」の回答

カテゴリー	サブカテゴリー	
社会的相続	現状に対する認識	不登校であることに對し、親が否定的な意見だと子供も自分はダメだと思ってしまう。
		お母さんが子どもの状態（例えば、不登校、特性、引きこもり等）や自身の状態を受容して客観的に見れるようになると家庭内が上手くいく。
	価値観	親の考え方がそのまま子供に反映している
		親の影響で視野が狭い
		お母さんの状況が子どもに直結します。そのため、お母さんがどんな状況であるか、世界観を持っているかが重要。
		家で出来ないと否定されているとどこでも出来ないと思ってしまう。家のルールの中でしか考えられない。
	非認知能力	親のコミュニケーション能力が低いと子供のコミュニケーション能力も低い。
家庭での役割	親や兄弟児の障害	自分がしっかりしないと
		愛情を注いでももらえない分、爆発しやすい
		家族全体が疲弊し、人間関係が荒れていると本人が不安定になってしまう。
		親がうつ状態（精神疾患）だと、子供が過度に気を使って不安定になってしまう。
		親がパーソナリティ障がいやうつ病になっていて、いわゆるヤングケアラーになっている子どもも多い。
		本人がお利口でいないといけなと思って、きつくなる。
経済的困窮	自分の時間がない	高校生は授業料や生活費を自分で賄いといけなないので、バイトをしていて、部活をやりたいくてもできない
		選択肢が狭まる
虐待	家庭内暴力	資格習得のために検定を受けたいが、その受講料が払えず、資格が取れない。
不適切な行動制限	過度な行動制限がある	身体的にも精神的にも本人を追い込んでいる状況がある。
	行動制限がなく、放置状態	親が子供に罰を与えるために、スマホを取り上げ、外出禁止にしているが、根本解決になっておらず、親子関係が悪くなっている。
外国ルーツによる壁	言葉の壁	親が夜職のため、夜間が放置状態で、子供が非行に走ってしまっている。
	文化の壁	親子でコミュニケーションが取れていない。
他者とのつながり	社会資源のアクセスが制限されてしまう	国柄なのか日本人の家庭より子供に過保護なため、子供自身が周りの友人より制限が強いことを納得しておらず、親子関係が悪くなっている。
		子どもの状態が困難な場合、それを家庭内だけに留めて隠そうとしてしまう。そうすると、行政や民間のサービスにつながる機会が失われて、子どもや家庭の状態が改善しない悪循環に陥ってしまう。

(2)その要因と子供と保護者の課題

「その要因はなんですか?」「困難を抱える家庭の子ども、保護者の課題は何ですか?」の質問に対する回答

課題とその要因について分類すると、以下の表のようにまとめることが出来た。

表 6「その要因はなんですか?」「困難を抱える家庭の子ども、保護者の課題は何ですか?」に対する回答

課題	要因	
不登校による課題	周りの理解不足	不登校であることに対し、母親の理解はあっても、祖父母、父親の理解がなく、結果として母親が孤独になり、相談できる相手がいないこと。
	子どもの居場所不足	子どもが家にいることで、家事育児に追われ、時間的余裕がなくなっている。
		不登校について、世間体が悪く、そばにいる家族が否定的な考えを持っている事な認知。
産前産後の課題	相談相手が見つからない	産前・産後に相談相手が見つからず、ストレスがたまり、育児に対し、ネガティブな感情を持ってしまう。
	子どもと関わる時間が足りない	産後まもなく子供を保育園に預けなければならず、子供に愛情を注ぐ時間が足りていない。
障害や病気による課題	親が障害を持っている。	親が障害を持っているため、家事育児能力がなく、子供自身がそれを担う必要がある。
	兄弟が障害を持っている	親の愛情や注意の偏りにより、本人が孤立したり、愛着形成が不十分になりやすい。
	本人が障害を持っている	本人にグレーゾーンを含め、精神疾患や発達障害がある。
経済的困窮による課題	子どもと関わる時間が足りていない	親が昼職では十分稼げないため、夜職に就かざるを得ず、夜間放置されているため
	経済的な余裕がない	経済的な余裕がないことで、親自身が子供に対し、精神的な余裕を持って接することが出来ず、過度に厳しく管理してしまうため。
		不登校児を持っても、フリースクールに通わせることが出来ない
虐待による課題	相談できる相手がいない	子育てについて悩みがあっても、誰かに相談することが出来ないため
外国ルーツによる課題	ミスコミュニケーションが生じている	言葉と文化の壁でミスコミュニケーションを生んでいるため
	孤立しがちになっている	他のママ友がおらず、子育てについて相談できる相手がいないため

(3)それに対し団体として行っている活動

「団体としてその課題に対して、どんな活動を行っていますか？」の質問に対する回答
以下、団体毎に代表的なものを記述する。

<フリースクール>

- ・保護者面談、日々の雑談 ・イベント等で親が子供をみる機会を提供。
- ・不登校児のいる世帯への家庭訪問 ・児童相談員との同行による家庭訪問

<子どもの貧困に対し、活動を行う団体>

- ・子どもの保護(家庭の分離する時間を作る)

<親の会>

- ・交流会を通じ、困難の共有やストレスを発散する場の提供。 ・有識者の勉強会
- ・啓発活動目的の講演会活動

<子育て当事者の会>

- ・お母さんによる情報発信(子育て新聞等) ・子育て世代の交流会
- ・産前産後のうつ相談会

<産前産後ケア団体>

- ・妊産婦への家庭訪問 ・産後の子育て相談や育児ケア指導
- ・産後の育児、家事サポート ・育児ケアの勉強会

<ひとり親世帯のサポート団体>

- ・子どもの居場所づくり ・親への子育てや家事能力スキルアップセミナー
- ・親向けの就労支援セミナー

<民生委員、主任児童委員>

- ・家庭訪問 ・生活支援 ・情報収集 ・社会資源サービスの紹介

<外国ルーツ家庭への支援団体>

- ・食糧支援 ・孤立解消のための交流会(世界の料理教室等)
- ・生活相談、生活支援 ・医療、専門機関等の紹介

(4) 活動を行うにあたっての課題

「その活動を行うにあたっての課題はどんなものがありますか？」の質問に対する回答

インタビューした全団体が「影響がある」と回答した。これらをカテゴリー、サブカテゴリー毎に分けると以下の表の通りの結果となった。

表 7 「その活動を行うにあたっての課題はどんなものがありますか？」の回答

カテゴリー	サブカテゴリー	
組織運営	資金不足	不登校であることに対し、母親の理解はあっても、祖父母、父親の理解がなく、結果として母親が孤独になり、相談できる相手がいないこと。
	人材不足	子育て当事者スタッフは子供の成長とともに退職するため、熟練スタッフの確保ができない。
		ボランティアなのに、仕事内容が大変なのでやりたがる人がいない。
	時間がない	他の仕事をしながらやっているの、時間が足りない。
	後継者不足	現在の世代が抜けてしまうと、後継者がいない。
ネットワーク	情報が共有しにくく、入ってこない	個人情報保護が厳しく、支援団体同士で情報共有できるシステムがない。他機関への情報共有が行いにくい。
	支援団体同士が繋がりにくい	対象者に医療が必要と思っても、繋ぐルートが整備されていない。
	コーディネーターがいない	家庭への食材配布のために、行政（子育て支援か）、主任児童員、グリーンコープが入っていたが、コーディネートする係がなかった。
アクセス	アウトリーチできない	家庭訪問しても困難が大きい家庭ほど、閉鎖的で戸が開かない。
	イベントをしても来ない	母親だけでなく、父親にも来てほしいが参加してくれない。
	情報が届いていない	支援が必要な人ほど、情報が届いておらず、孤立している。
社会的認知	会の意義が伝わらない	親の会は傷のなめ合いの場のように思われており、その意義が上手く伝わっていない
	ネガティブなイメージを持たれる	不登校や障害について、社会だけでなく、家族がネガティブな感情を持ちづけてしまう
社会資源の不足	既存の行政サービスだけではカバーできない	家庭がもつ課題が複雑かつ複数あるため、既存のサービスだけでは賅うことが出来ない。
	行政だけでは対象者との信頼関係が構築できない	行政が行える枠組みや訪問形態だけでは、対象者の状況をカバーできず、結果的に支援が届いていない

(5) 重要な関係者

「課題の解決を目指す上で重要な関係者は誰ですか？」に対する回答

- ・行政（子育て支援課、基幹相談支援センター）、
- ・社会課題に理解のある企業
- ・評価についてアドバイスできる大学教員、
- ・財団などの中間支援組織
- ・児童相談所、警察
- ・学校、スクールソーシャルワーカー
- ・保育園、幼稚園
- ・メディア

1.3 プライマリーデータとセカンダリーデータについての考察

特定された課題(様々な困難を抱える家庭の子どもの家庭環境)の構造について

「1.2 資金分配団体、実行団体による現場調査の結果(プライマリーデータ)」と行政資料などのセカンダリーデータを統合して考察した結果、図5に示すように筑後川関係地域(久留米市)における「様々な困難を抱える家庭の子どもの家庭環境の課題」についての構造が明らかになった。

まず、家庭環境が子どもへ悪影響与えてしまう要因は、「虐待」、「産前産後の不安定さ」、「病気や障害」、「経済的困窮」、「外国ルーツ」、「不登校」の6つに大きく分けられることが分かった。これらの課題は単一でも深刻であるが、一つの家庭に複数存在し、複雑に影響し合うケースもあり、重大な事例に発展することもある。これに対し、市民活動団体は「家庭訪問」や「居場所づくり」、「保護者との対話」、「療育力向上研修」、「当事者同士の交流」等を行っているが、市民活動団体の課題として「組織運営」や「団体同士のネットワーク不足」、「対象者へのアクセス制限」、「社会的認知の不足」、「社会資源の不足」等があることが分かり、これらの課題によって十分な活動が行えていない現状が明らかになった。

また、基礎自治体はこれらの課題に対し、民生委員・児童委員による「家庭訪問」やこども未来部による「各種相談窓口」、地域福祉課による「重層的支援体制整備事業」等が行われているものの、相談件数が少ない事や民間団体の参画が不十分であることが分かった。

特に、家庭が抱える困難が大きいほど家庭が社会から孤立しやすく、閉鎖的(ブラックボックス)になり、人や情報のアクセスが難しくなることが本調査で明らかとなった。そのため、困難を抱える家庭において子ども若者の育成に関する課題がより深刻であるにも関わらず、相談できる人や場と繋がることができず、必要な社会資源が行き届いていない。

このような状況の中で、重要な社会資源であるCSOは人材や財源の不足等で持続可能性に課題を抱えている。また、行政機関、CSO、教育機関、医療機関等の家庭支援についての情報共有の仕組みも確立されておらず、関係者が連携・協働するための環境整備も十分とは言えない。

以上のことから、困難を抱える家庭における子ども若者の育成について、課題解決の必要性・切迫性は非常に高いと考えられる。

1.4 課題の構造(ツリー図)

課題の分析(プライマリーデータとセカンダリーデータに基づく課題の構造とそれに対する市民活動団体の課題)

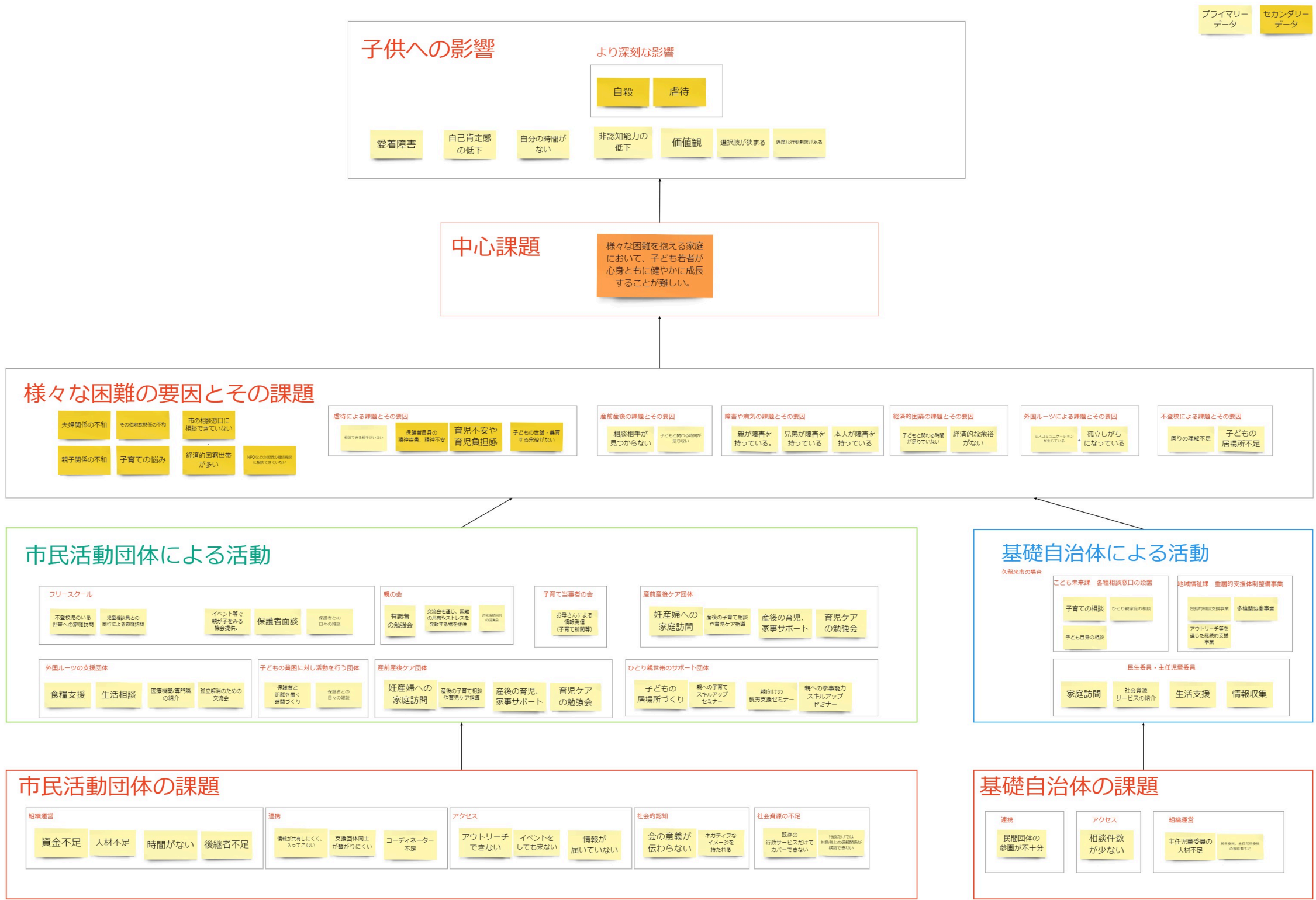


図 5「様々な困難を抱える家庭の子どもの家庭環境」課題の構造

第2章 事業設計の分析

1. 資金分配団体、実行団体のセオリーオブチェンジ(ToC)、ロジックモデル(LM)について

事前評価全体の内容を踏まえて、図6と図7のように実行団体のロジックモデル(LM)、CCFのセオリーオブチェンジ(ToC)を作成した。CCFのToCは図7に示すように「資金的支援」と「非資金的支援」の2つに分かれている。まず「資金的支援」では実行団体のLMにもとづいた事業に資金的な支援をすることによりCCFの中長期アウトカムの達成を目指すことになっている。

そして、非資金的支援は「組織基盤強化」と「環境整備」の2つに分かれ、「組織基盤強化」では図8のように資金分配団体や実行団体の組織基盤が強化されることにより事業の持続可能性が高まることを目指し、「環境整備」では図9のように持続可能な社会や環境が育まれるために、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みが構築される取り組みを実施することになっている。そのため、図6に示す実行団体のLMと図8、9に示すCCFの組織基盤強化と環境整備に関する取り組みを合わせて本事業のToCとなる。本事業では、非資金的支援にて組織基盤強化、環境整備を行いながら、実行団体のLMにもとづき、様々な困難を抱える家庭の子ども若者とその家族に対して直接的なアプローチを実施していく。

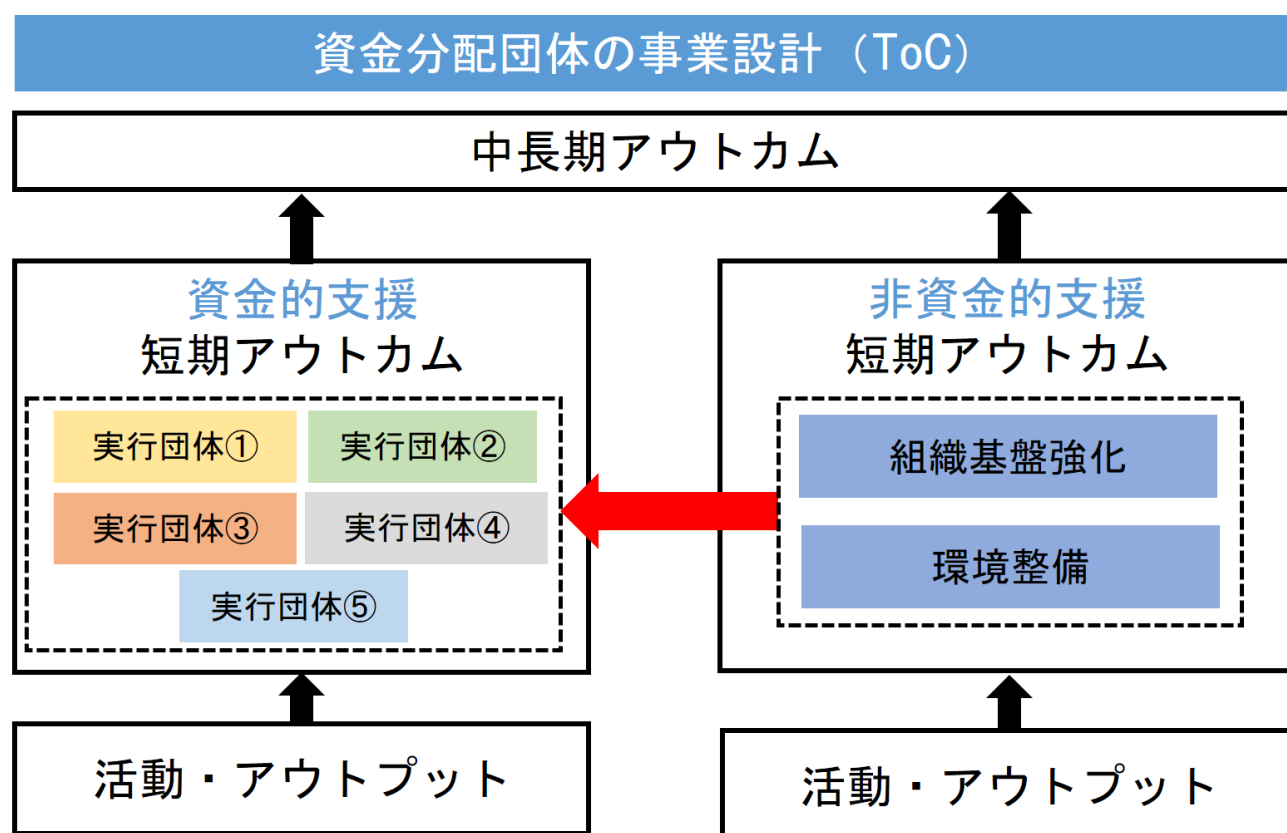


図7 CCFのToCの構成

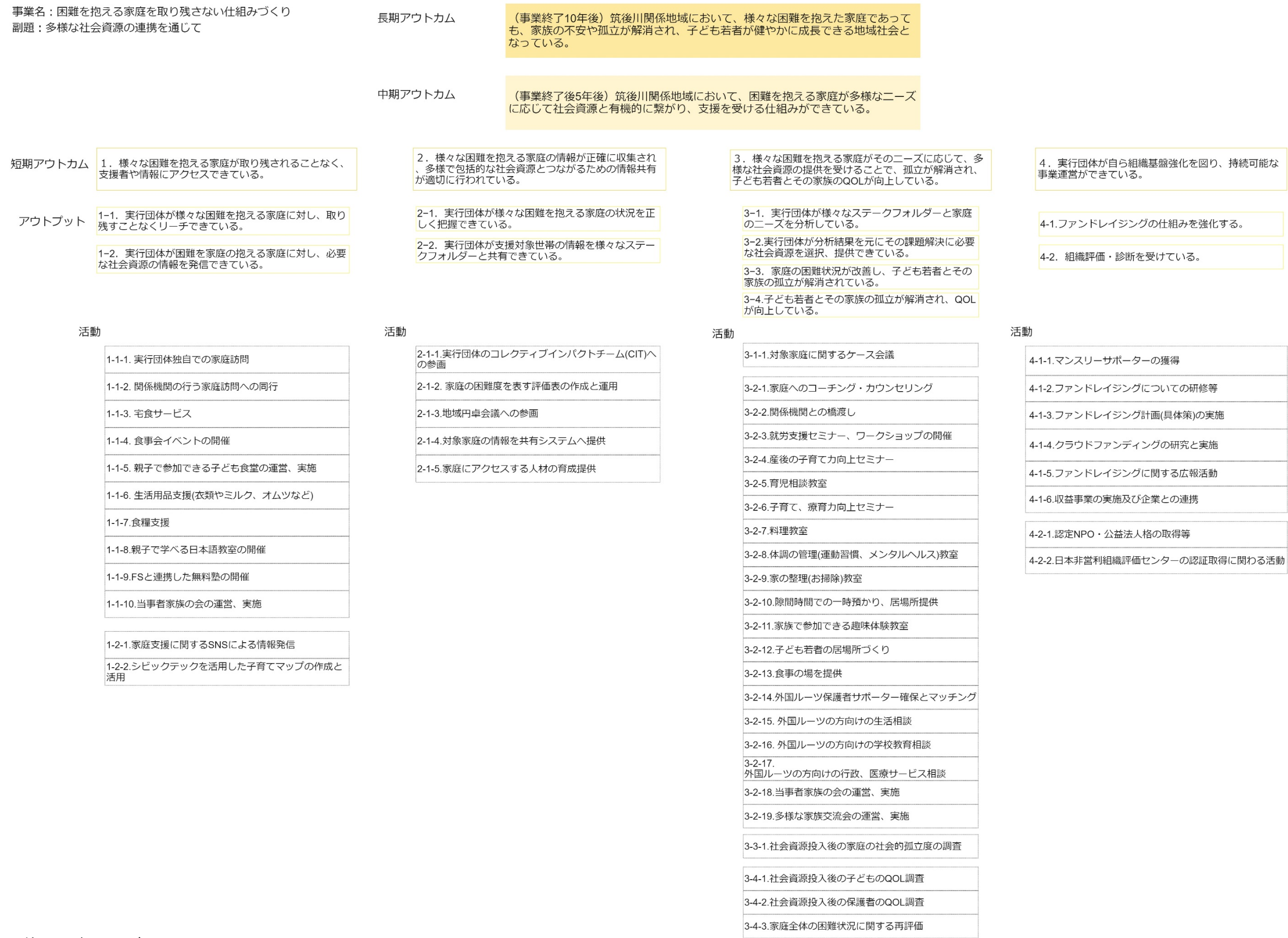


図 6 実行団体のロジックモデル

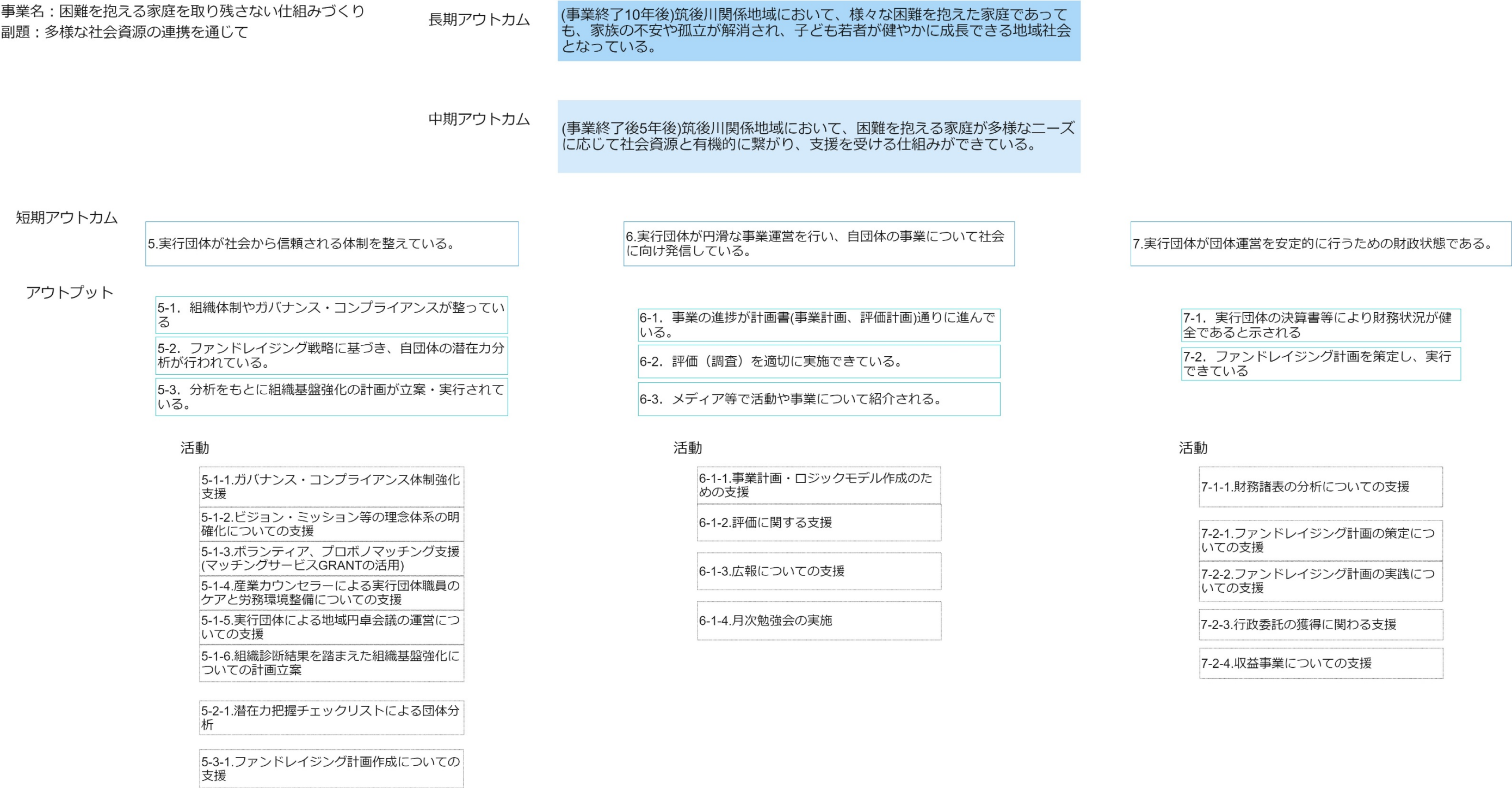


図 8 組織基盤強化

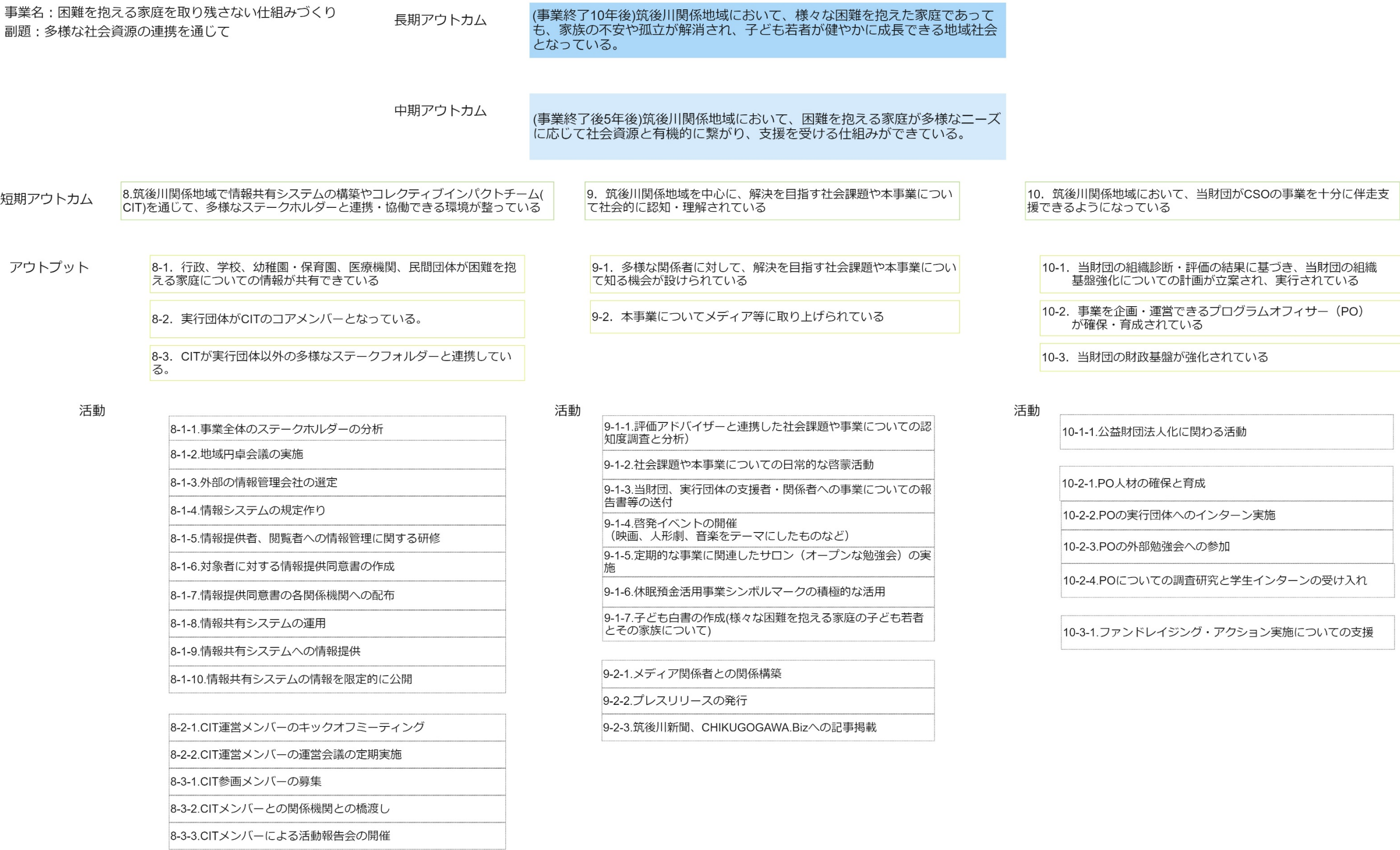


図 9 環境整備

2. 本調査の今後について

今後もより詳細な調査を実施したいと考えている。特に多様な調査対象者を確保することでその地域の代表性の高い調査の実施すること、さらに行政関係者の中でも重要なステークホルダーである子ども未来部や地域福祉課等の取り組みに関して情報収集、意見交換を実施することを通じて、「様々な困難を抱える子ども若者の家庭環境の現状」について理解を深め、より制度の高い課題の分析や事業設計の分析を実施したいと考えている。

参考文献

- 1)「子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に関する資料(令和3年度、厚生労働省)」
- 2)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告、令和4年度、厚生労働省)」
- 3)「久留米市セーフコミュニティに関する実態調査報告書(令和3年、久留米市)」
- 4)「久留米市子どもの生活実態調査結果(平成30年、久留米市)」